

令和3年度

東近江市農業委員会
第9回（12月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日（金）午前9時30分から午前11時50分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 36人 欠席委員 4人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	出	26	出
7	欠	27	出
8	欠	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	欠
16	出	36	出
17	出	37	欠
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長（会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明書交付申請について

議案第5号 空家に付属した農地の指定の解除について

議案第6号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 公共事業の施行に伴う廃土処分に係る農地転用届出の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について
- 報告第6号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主事	出
次長	出		
参事	出		

農業水産課

課長補佐	出		
主事	出		

6. 会議の内容

- 議長 ただいまから、令和3年度、第9回（12月期）の月例総会を開会いたします。現在の出席者数は36名、欠席者は4名でありますので、この総会は成立いたします。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
- 議席番号38番 ○○ ○○ 委員、39番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。
- よろしくお願いします。
- 議長 それでは日程の第2、議事の上程です。
- 最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
- 本議案については関係者に、 ○○ ○○ 委員がおられます。

農業委員会法第31条の規定により「議事参与の制限」がありますので、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案の終了後に入室、着席していただきます。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
今回、19件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。
契約の種類につきましては、売買が番号1から番号6、番号9から番号19です。交換が番号7と番号8です。
なお、番号1については、11月月例総会で空家に付属した農地と指定した案件であり、取得後の耕作面積が別段面積の0.1アールを上回っており問題ありません。譲受人はトラブルがないよう事前に地域の自治会、営農組織と話をされており、空家に居住すること、農地を取得することについて理解を得られています。
番号13については、1筆現況が山林ではありますが、木の伐採及び伐根を行い、畑として利用される計画です。
他の案件も、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。
また、農作業に必要な農機具について、番号1の譲受人はトラクター、コンバイン、田植機等を営農組織又は農機具業者から借りる予定です。他の案件の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、いずれの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。
また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいており、問題はないと考えます。
以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
審議に入る前に ○○ ○○ 委員は退席をお願いいたします。

議 長 それでは、まず番号7と8のみ審議をさせていただきます。
ご意見ご質問はございますか。

議 長 特に無いようですので、採決に移ります。
番号7番、8番の案件を承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。
番号7番、8番については可決いたしました。

審議が終了しましたので、〇〇委員の入室をお願いします。

議 長 それでは番号7番、8番を除く、番号1から番号19までの案件につきまして、一括してご意見ご質問等ございましたらお願いします。

議 長 特にご意見等ないようですので、採決に移ります。
番号7と番号8を除く、番号1から番号19までについて、承認される方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案件は可決いたしました。

議 長 次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から説明を願います。

事務局 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
番号1について説明いたします。
本件は、鑄物師町に居住する者が自ら所有する同町地先の農地1筆、面積211平方メートルの土地を倉庫、車庫及び物置として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件については、申請人の祖父が農地転用の許可を受けずに土地を造成し倉庫、車庫及び物置として利用していたため顛末書付きの申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては所有する自動車、農機具、家財を収納する場所が必要であり倉庫、車庫及び物置として自宅に隣接し利便性のよい当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては倉庫、車庫及び物置として利用されます。
土地の造成計画につきましては顛末案件のため造成等の工事は行わず雨水については隣接する排水路へ放流されます。
担当農業委員は、 〇〇 〇〇 委員です。

番号2について説明いたします。

本件は、京都市に居住する者が、自ら所有する宮荘町地先の農地2筆、合計面積177.42平方メートルの土地について、文化財発掘調査を行うために一時転用の申請です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地を分譲宅地へ転用する計画を立て、事前に必要な手続などを確認したところ埋蔵文化財発掘調査が必要であることが判明したため、申請されたものです。

土地の造成計画につきましては、埋蔵文化財発掘調査のためであり、埋蔵文化財センターの立ち合いの下、試掘され調査後埋め戻されます。期間は10日程度で雨水排水対策の必要はありません。

担当農業委員は、 〇〇 〇〇 委員です。

番号3について説明いたします。

本件は、今崎町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積65平方メートルの土地について、進入路として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、平成9年から農地転用の許可を受けずに造成されており、倉庫への進入路として利用していたため、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、倉庫への進入通路が狭く、大型車、農業機械が進入できる通路として倉庫に隣接し利便性のよい当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、進入路として利用されます。

顛末案件であることから土地の造成は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号4について説明いたします。

本件は、小脇町に居住する者が自ら所有する同町地先の農地1筆、面積842平方メートルの土地について、異種目換地により、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、申請地である小脇地区は、現在県営ほ場整備事業が実施中で換地処分が完了していないことから、申請地の地番について「異種目換地指定地」と「一時利用地」、つまり従前の地番と仮地番を併記した申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在の農業用倉庫及び駐車スペースは孫の住宅建設を予定しており、代替地として新たな資材置場と駐車スペースが必要となり、ほ場整備事業区域内では自宅に一番近く市道に面しており利便性のよい当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、ハウス資材、あま土、土壌改良資材等の資材置場及び軽トラック、自家用車の駐車スペースとして利用されます。

土地の造成計画については、盛土をして整地をする計画です。敷地周囲には擁壁又はコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防止されます。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できますが、土地改良事業区域内で事業計画に基づく非農用地区域と定められた用地であるため、例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは事前調査の報告をお願いします。

11番 番号1の鋳物師町の案件は既に倉庫、物置、車庫が建っており、祖父の代から建築されていた状況です。
現状で影響を受ける農地はなく、やむを得ないと判断いたしました。

番号2については文化財の発掘調査ということですが、本来は一時転用申請をしなければならないところを調査に着手したとして、担当農業委員から指摘があり、一旦作業を中断させて申請を行わせたものです。
市担当課から業者への指導が徹底されていなかったもので今後このような発掘調査の際にはきちんと申請を行うようルール化を求めるものです。
一時転用についてはやむを得ないと判断しました。

次に番号3です。今崎町の案件ですが既に農地と交換をされて進入路として整備されています。転用申請と登記が未了ということで顛末案件として提出されました。
現状から通路としての許可はやむを得ないと判断しました。

番号4です。この土地の周辺は土地改良事業で整備が進められており、非農用地としてここに仮換地がされています。
現在、資材置場として使用されている土地は他の用途に使う計画があり、集落からは少し離れていますが、この土地に資材置場等を設け利用するものです。土地改良事業で非農用地の設定もされており、隣の農地への土砂の流出を防ぐため擁壁を設置するというので、許可相当と判断しました。

議 長 事務局の説明と事前調査の報告が終わりましたので、番号1から順にご意見ご質問を伺っていきます。
番号1について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 特にご意見は無いようですので、番号2についてはどうでしょうか。

議 長 次に番号3、今崎町の案件についてはどうでしょうか。

議 長 番号4の小脇町の案件についてはどうでしょうか。

議 長 無いようですので採決に移ります。
議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。
本案は可決いたしました。

議 長 次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
今回、案件数が多いため途中で分けて説明と事前調査の報告を行いたと思いますが、よろしいでしょうか。
はい。それではまず番号8まで事務局から説明願います。

事務局 それでは議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について説明いたします。

本件は、五個荘小幡町に居住する者が外町地先の農地2筆、合計面積192.13平方メートルの土地を売買により取得し、自己用専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在五個荘小幡町のアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから自らの住宅建設に実家の近隣で利便性が良いとして当該申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、建築面積が64.59平方メートルの自己用戸建専用住宅建設と自家用車の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土をすき取り、盛土をして整地をする計画です。敷地周囲には擁壁又はコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防止されます。雨水については、既設側溝へ放流処理されます。

なお、農地転用の許可は、都市計画法第29条の規定により申請中の開発許可と同時にを行うものとします。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について説明いたします。

本件は、京都市に居住する者が種町地先の農地2筆、合計面積444平方メートルの土地を贈与により取得し、自己用専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、現在京都市西京区で借家に居住しておりますが子どもの成長に伴い手狭となったことから自らの住宅建設に実家の近隣で利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が61.54平方メートルの自己用戸建専用住宅建設と自家用車の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土をすき取り、盛土をして整地をする計画です。敷地周囲には擁壁又はコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防止されます。雨水については、集水桝を設置し既設側溝へ放流処理されます。

なお、農地転用の許可は、都市計画法第29条の規定により申請中の開発許可と同時にを行うものとします。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3について説明いたします。

本件は、北花沢町に居住する者が同町地先の農地1筆、面積953平方メートルの土地を売買により取得し、住宅及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人の息子は現在夫婦と子どもでアパートに居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったことから住宅の建設を計画され親の住宅の近隣で利便性が良いことから当該申請地を選定されました。

また、譲受人の息子は土木工事業を営んでおり、親の住宅の隣接地に資材置場を借用していましたが、借地の返還を求められ、今回住宅を建設する土地の一部を資材置場として利用することが住宅に隣接し利便性が良いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積101.02平方メートルの住宅と自家用

車3台分の駐車場及びコンクリート製品や砕石、型枠等の資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土をすき取り、路面高まで盛土をして整地をする計画です。雨水については南西側の既設側溝へ放流されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号4について説明いたします。

本件は、日野町に所在する社会福祉事業を営む法人が沖野三丁目地先の農地2筆、合計面積1,982.73平方メートルの土地を賃貸借により権利取得し、特別養護老人ホームとして利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人は、日野町にて特別養護老人ホームを、愛東地区で小規模多機能型居宅介護を、申請地の隣接地の沖野三丁目ではデイサービス、ショートステイ、グループホームの3つの事業を運営しておられます。しかし、今後団塊の世代が後期高齢者となり施設の利用希望者が増加しますので、近隣に病院もあり隣接地であることから利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が2,160.50平方メートルの2階建の特別養護老人ホームと職員用駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土をすき取り、盛土をして整地をする計画です。雨水については、吸込槽を設置し地下浸透処理されます。

なお、農地転用の許可は、都市計画法第29条の規定による申請中の開発許可と同時にを行うものとします。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号5について説明いたします。

本件は、宮川町に事務所を置く宮川自治会が、同町地先の農地1筆、面積85平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、隣接する防火水槽を利用する場合や点検のための駐車場として活用するために防火水槽に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、消防車等の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、除草等の整備をし、雨水については、地下浸透で処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号6について説明いたします。

本件は、宮川町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積142平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、家族で7台の自動車を所有し、駐車場が不足していることから自宅に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自家用車2台の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、除草等の整備をし、雨水については、地下浸透で処理されます。

担当農業委員は、 ○○ ○○ 委員です。

番号7について説明いたします。

本件は、宮川町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積76平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在の駐車場では狭く、駐車場を拡張するため、駐車場に隣接し利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自家用車の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、転圧仕上げとし、雨水については、隣接する排水路へ放流されます。

担当農業委員は、 ○○ ○○ 委員です。

番号8について説明いたします。

本件は、令和3年3月10日付けで賃貸借により権利を取得し、駐車場及び資材置場として利用するため許可の決定をいたしました。

今回、契約の種類が「賃貸借」から「売買」に変更されたため、再度転用の申請があったものです。

前回同様に、運送業を営む法人が、下一色町地先の農地1筆、面積386平方メートルの土地を売買により取得し、駐車場及び資材置場として利用するための申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由、また土地利用計画等全て3月の月例総会でご審議いただいた内容と変わりはありません。

担当農業委員は、 ○○ ○○ 委員です。

議 長 番号8までの説明が終わりました。
説明を中断し、事前調査の報告をお願いします。

1 1 番 番号1の外町の案件ですが、実家近隣の土地で集落に接続している農地です。日常生活上必要な施設用地ということで許可相当と判断いたしました。なお、この土地には道路側に出っ張った部分がありますが、この道路は奥の農業倉庫へ行くために必要な通路であることから、出っ張った部分については通行に支障のないよう引き下がり道路としての利用に供すると伺いました。

番号2は種町の土地でかなり大きな県道、市道に接道している所です。この土地は集落に近接しており、土砂の流出を防ぎ、汚水、雨水排水についてはそれぞれの施設に放流をするということで、許可相当と判断しました。

1 2 番 番号3については、住宅と資材置場を設置するための転用申請です。周辺は農地がありますが、この筆の隣は既に住宅が建っています。用水路には蓋をして機能が損なわれないようにされ、住宅の雨水排水は既設排水路へ放流し、資材置場は自然浸透とされます。影響を受ける農地はなく現地確認の結果、転用許可相当と判断しました。

番号4については、既存の高齢者施設に特別養護老人ホームを加え、拡張しようとするものです。周囲は田園地帯で環境の良い所ですが、水田はほとんどあ

りません。旧飛行場の跡地で土地は平坦で用水も見当たりませんでした。市街化区域に隣接する調整区域ですが転用により影響を受ける農地はなく、許可相当と思われました。

番号5については宮川町の案件です。次の番号6、番号7も亡くなれた方の所有地で相続財産管理人が譲渡人となっている案件です。全て集落内の農地であり、番号5は隣に防火水槽があり周りに影響を受ける農地はありません。防火水槽の維持管理などに必要であり転用許可相当と思います。

続いて番号6も番号5の道向かいの土地で隣家の駐車場として使用されます。周囲に農地はなく許可相当と判断しました。

番号7については隣家の車庫に接する土地で住宅敷地の一角となっているような利用状況です。周りに影響を受ける農地はなく許可相当と判断しました。

番号8については、3月の月例総会で許可済の案件です。説明のあったように権利移転が賃貸借から売買に変更されたもので、そのほかに変わった部分はありません。

土地の周囲に用水路が設置されていますが、駐車場として利用するということでこの用水路の機能に支障のないような対策を地元土地改良区と協議いただくことにより許可相当と判断します。

議長 ありがとうございます。
引き続き番号9から番号15までの説明をお願いします。

事務局 番号9について説明いたします。
本件は川合町に所在する農事組合法人が、同町地先の農地2筆、合計面積441平方メートルの土地を売買で取得し、農業用資材置場及び農業機械洗車場として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、農業用機械が増え、現在の倉庫では格納できなくなったため、道路に面し耕作地に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、トラクターや耕土等の置場、農業用機械の洗車場として利用されます。
土地の造成計画につきましては、転圧仕上げとし、雨水については、地下浸透で処理されます。
担当農業委員は、 ○○ ○○ 委員です。

番号10について説明いたします。
本件は、百済寺本町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積517平方メートルの土地を売買により取得し、資材置場及び車庫として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は造園業を営んでおりますが現在資材置場として借用している土地の継続借用ができなくなり、新たな資材置場が必要となる中、自宅に隣接しており利便性が良いとして当該申請地

を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が 48.25 平方メートルの車庫と造園業で扱う資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、車庫部分を除いて砕石仕上げとし、雨水については、地下浸透で処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 11 について説明いたします。

本件は、上山町に所在する宗教活動に関する業務を営む法人が同町地先の農地 1 筆、面積 247 平方メートルの土地を寄付により取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、平成 10 年ころから農地転用の許可を受けずに土地を造成していたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在駐車場として借用している土地の継続借用ができなくなり、新たな駐車場が必要となる中、寺に隣接しており、利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、7 台分の駐車場として利用されます。

顛末案件であることから土地の造成は行わず、雨水については地下浸透と既設側溝で処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 12 について説明いたします。

本件は、尻無町に居住する者が同町地先の農地 3 筆、合計面積 473 平方メートルの土地を使用貸借により権利取得し、農家住宅として利用するために転用の申請があったものです。

なお、申請地である尻無地区は、現在県営ほ場整備事業が実施中で換地処分が完了していないことから、申請地の地番について「異種目換地指定地」と「一時利用地」、つまり従前の地番と仮地番を併記した申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては借人は、現在親と同居しておりますが子どもの成長に伴い手狭となったことから自らの住宅建設に実家の近隣で利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が 106 平方メートルの住宅建設と自家用車の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、盛土をして整地をする計画です。周囲には擁壁、ブロックを設置して土砂の流出を防止されます。雨水については、敷地内に吸込槽を設置し浸透処理されます。

申請地は、特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断できますが土地改良事業で非農用区域と定められた区域内で事業計画に基づく用地であるため、例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 13 について説明いたします。

本件は、市原野町で土木建設業を営む法人が中小路町地先の農地 1 筆、面積 561 平方メートルの土地を売買により取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は旧八日市地区を中心に工

事・業務を手掛けているため当該地区近隣での資材置場を探していたところ市街化区域には適当な土地がなく、市街化区域に隣接し利便性が良いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、砂、砂利、コンクリート2次製品の資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土をすき取り、盛土をして整地をする計画です。雨水については、地下浸透されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 14 について説明いたします。

本件は大阪市に所在する運送事業等を営む法人が北花沢町地先の農地1筆、面積2,578平方メートルを賃貸借により権利取得し、倉庫として利用する為に申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由は、借受人は主に住宅部材や資材の搬入搬出、住宅関係部材の配送を主たる業務としており、滋賀県及び岐阜県の拠点として既存施設で業務をされてきましたが主要取引先の生産業務の増加により、倉庫・保管場所が不足するため既存倉庫に隣接し利便性がよいとして申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積1,686平方メートルの鉄骨2階建倉庫となります。

土地の造成計画については、耕土を30センチすき取り、隣接地高まで盛土をして整地をした後、アスファルト舗装仕上げの予定です。

污水排水については浄化槽を設置し処理し、処理水やしき汚泥は汲み取りされます。

雨水排水については側溝を設け側溝から排水路へ放流される計画です。

申請地は基盤整備済で、第1種農地につきましては原則許可できませんが、既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないということで既存施設が9,736平方メートルありまして、2分の1ですと4,868平方メートルですので、今回が2,578平方メートルということで2分の1を超えていませんので例外的に許可できるものです。

なお、申請地は都市計画法第29条の規定による開発許可を申請中であり、農地転用の許可はこの許可と同時に行うものとします。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 15 について説明いたします。

本件は令和3年2月10日付けで売買により土地を取得し農業用倉庫として利用するため許可をした土地に隣接する外町地先の農地2筆、合計面積94.91平方メートルの土地を売買により取得し、農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件については、令和3年に農地転用の許可を受けずに造成されており、農業用倉庫の敷地として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は外町で畳屋を営んでおり、自宅敷地にある倉庫に畳に関する資材と農業用機械を保管しておりますが、手狭であることから、新たに農業用倉庫の建設を計画された結果、自身が耕作する農地に近く便利であることから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、トラクターやコンバインなどの農業機械を保管される計画です。

顛末案件であることから土地の造成は行わず、雨水については地下浸透で処理されます。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事前調査の報告をお願いします。

1 3 番 番号9については、川合町の農事組合法人が所有している既存農機格納庫の隣地の畑2筆を売買により取得し、農業用資材と農機の洗車場として使用するために申請がありました。

既存格納庫と対象地には高低差があるため60センチの盛土を行います。

農機を洗うということで洗車の排水が既存排水路に流出することになりますが責任のある対応をされることを条件に許可相当と認めます。

番号10の百済寺本町の土地について、申請者は造園業をされており他町に資材置場を借りられていますが防犯上と利便性の理由から自宅の隣地である対象農地を売買により取得し、資材置場として利用するため転用申請をされたものです。

対象農地は土地改良事業で整備された土地ですが、本年10月に農振除外の許可を受けています。

自宅隣地で資材確認も容易で自然石や樹木の置場とされることから周辺の農地への影響もなく、排水は自然浸透及び北側排水路を利用され問題はないことから相当と認めます。

番号11については、上山町の宗教法人が借りていた駐車場の返還を求められたことから、住職所有の農地1筆を宗教法人へ寄付し駐車場として使用されるため申請があったものです。対象土地は寺の境内にあり、現在も駐車場として使用されており顛末書が付けられています。雨水排水も問題はなく相当と認められます。

番号12の尻無町の土地について、譲受人は現在親と同居していますが子どもの誕生と成長に伴い現住居が手狭になることから既存農地3筆を土地改良事業の非農用地2筆として換地を受け、農家住宅を建築するため転用申請されたものです。

雨水排水は吸込層を設け、生活排水は公共下水道へ流すことから問題はないと判断します。許可相当と認められます。

番号13については、中小路町の現況は田となっている土地を土木建設業を営む法人が資材置場として利用するものです。周囲には住宅が立ち並び、真ん中にただ1筆残ったような農地です。

同法人は特に旧八日市地区を中心に工事を請け負うことが多いことから資材置場を求めていたところ同地で話がまとまったものです。

南側のガードレール側は2メートルほどの高さの擁壁があり道路とは高低差があります。雨水は自然浸透ですが用排水も確認できないことから田んぼとしては利用できない土地で、このような形での活用もやむを得ないと思います。

次に番号15については、すでに隣地に農地転用許可が下りて農業倉庫が建築されて運用も開始されていますが、その敷地内に2筆の申請漏れが見つかり今回新たに申請されたものです。

2筆は既に敷地として埋め立ても完了、利用されており顛末書も提出されていることからやむを得ないと認められます。

議長 ありがとうございます。
続いて〇〇委員をお願いします。

28番 番号14については、北花沢町地先の周囲に田んぼが広がる第1種農地です。農振計画は令和2年に変更見直しの申請がされており青地から変更がされている土地です。
申請地の道路向かいには借人の事務所や駐車場があり、道路沿いの隣地には既に建設された倉庫があります。今回は既設倉庫の奥（後背）に更に1棟倉庫を建築するものです。
周辺農地は土地改良済で読合堂町の農地と排水路で隔たる境界際の農地ですが、所有者は北花沢町自治会となっています。
土地改良前はため池や平地林となっていた土地を全部事業区域に取り込んで整備されたもので、事業完了後は畑として換地がされています。
土地改良事業前に田んぼでなかった土地は田んぼで換地できなかったことから惣地となり集落内で借用されていた畑地だったらしいのですが、畑は人力作業が多いことからなかなか利用が進まず、だんだん使われなくなり維持管理も手間がかかることから借人へ貸し出すという判断をされたようです。
転用後、出入口は既存の倉庫側を利用し一体的に利用されるもので西側農道は利用されません。事務所の雑排水は浄化槽で処理し搬出する予定で放流はしない計画です。雨水排水のみを側溝で集めて既存排水路へ放流する計画です。
第1種農地であります。転用は施設用地の2分の1以下ということで例外的にできるということです。
許可はやむを得ないと判断します。

議長 ありがとうございます。
調査報告が終わりましたが、一括審議は難しいので順次審議していきたいと思
います。
番号1、外町の案件について、ご意見ご質問があればお願いします。

議長 ございませんか。よろしいですか。

議長 それでは次に番号2、種町の案件についてお願いします。

議長 それでは番号3、北花沢町の案件についてどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

議 長 それでは番号4、沖野三丁目の案件についてどうでしょうか。

議 長 次に番号5、6、7の宮川町の案件については相続財産であり譲渡人が相続財産管理人ということで一括審議とさせていただきます。
番号5から7までについて、ご意見ご質問はございますか。

議 長 よろしいですか。
それでは番号8についてお願いします。

議 長 続いて番号9についてお願いします。

25番 先日の事前調査の際にご質問いただいた洗車の場所についてです。
雨水排水については自然浸透ということでしたが、洗車した泥水についてはどうするのかと質問がありましたので申請者に確認してきました。
洗車場には50センチくらいのピットを掘って泥を落としてから排水を農業排水路に放流すると話しておりましたので、この場で報告させていただきます。

議 長 ほかにご意見ご質問はございますか。
無ければ番号10についてはいかがですか。百済寺本町の案件です。

議 長 続いて番号11についてはいかがですか。

議 長 番号12についてはどうですか。

22番 土地改良という関連で質問したい。
この案件に異議はないが、非農用地にするということで土地改良事業を施行すると向こう何年間かは農地転用できないと縛りがある。
このような場合は農家であれば理解しているが、用排水路が老朽化したことから補助を受けて工事を施工した場合も受益農地は何年間か転用できないという縛りがあるようだ。このことはどうか。

28番 基本的に土地改良の完了後は受益面積が確定しますので、受益の確定後は事業完了後8年間、現状変更できないということで転用もできないとされています。
事業施行中に非農用地として何の用途に使うか決めて、非農用地としたものは受益面積から除外されます。
本案件は仮換地の時点で申請されていますが事業完了後8年以内であっても非農用地とされているものであれば転用は可能となっているはずですが。

22番 説明ありがとうございます。それに関してはそのとおりに理解しております。
お話したいのは、老朽化した用排水路に関して、補助を受けて更新や改良した場合にその用排水路の受益が及ぶ農地は何年間か、8年間ですか、その期間転用できないことになるかと思えます。
そのことを一般農家は知らないと思えます。だから用排水を改良する話があるようなら、その前に転用をしておかないと農家は困ることになる。

自分の農地でありながら農家住宅や資材置場などに転用はできないことになると思う。そのようなことも農業委員は知っておかないといけないと思う。

19番 原則8年間は事業計画どおりに利用し、公共投資の効果を発揮させないといけないので転用できないと思うが、途中で計画が変わるなどで必要になった場合は、その箇所にかかる補助金を返すなどすればできるのでないか。

議長 土地改良事業の要件に関わることで確実なことは言えませんが、事業の実施に際しては土地持ち農家、所有者には必ず同意書をもらうことになっています。そのときに「8年間は転用できません。そのため非農用地については地域内でしっかり協議していただきたい。」とされており、実施の1、2年前から協議されています。その段階で8年間は転用できないと説明されており、受益面積も設定されます。したがって非農用地などの案件は先に決められていると私は理解していますが。

19番 それは土地改良事業の話であって、用排水路の改良は「農村まるごと保全向上対策事業」で公費を受けている場合もある。この場合、8年間はできませんという話はある。
しかし、急遽事情が変わる場合は、その箇所にかかる部分の弁済で済むと理解しているが。まるごと保全で数年前から協議という話はない。翌年の計画を今年立てるくらいであるので、部分的な弁済でよいと理解しているが。

事務局 お尋ねの件は、農村整備課所管の「まるごと」の長寿命化のことだと思います。土地改良事業に関連する話であり、この場ではお答えできませんので次回の総会の時に確認して報告させていただきます。

議長 土地改良事業実施後の農地転用の対応等について、どのように土地改良担当課の方で進められているのか委員会の所管外の部分があります。その部分をしっかり把握した上で、農業委員としても指導すべきというご意見がありましたので、その点を担当課に確認した上で報告させていただくなり、担当課に来ていただくなりして勉強を進めたいと思います。
番号12についてはそれでよろしいでしょうか。

議長 それでは次に番号13に移ります。
ご意見ご質問はございますか。

議長 次に番号14についてはいかがですか。
大規模案件です。よろしいですか。

議長 次に番号15についてはいかがですか。

議長 それでは番号1から番号15まで、一括して採決します。
本案をされる方は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。
本議案は可決いたしました。

- 議 長 続いて議案第4号「非農地証明書交付申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第4号「非農地証明書交付申請について」、東近江市非農地証明事務取扱要領に基づき、次のとおり申請があったので、証明書を交付することについて意見を求めます。
本件の申請人は、彦根市に事務所が所在する相続財産管理人で、申請地は宮川町地先の農地2筆、合計面積1,309平方メートルの土地です。
申請地については昭和20年頃から農地として耕作をされず、山林化が進行する結果となりました。
また、昭和22年時点で当時の写真から非農地化していると判断され、耕作放棄後20年以上が経過しているもので、林に囲まれている状況から容易に農地への復元も困難であると考えられます。
現況写真からも、農地として利用される可能性がないものに当たると見込まれるため、事務取扱要領第7条に基づき現地調査を行ったところ、現況は自然林であり、手入れされず荒廢地と化しておりました。
なお、地元自治会長の署名、押印した「事実証明書」も添付をいただいております。
以上、東近江市非農地証明事務取扱要領第4条第1項第2号「耕作放棄後20年以上経過し、荒廢地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」したがって、この場合の現況は自然林等であるに該当すると判断いたしました。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。
以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 事前調査が行われておりますので報告をお願いします。
- 11番 現況は写真のとおり竹林になっております。終戦後の食糧難の一時期に畑として開墾され利用されておられたようですが、既に20年以上このような状態です。非農地証明の交付はやむを得ないと判断しました。
- 議 長 議案第4号について、ご意見ご質問はありますか。
- 議 長 無いようですので採決に移ります。
議案第4号について、賛成される方は挙手をお願いします。
- 議 長 全員賛成と認めます。
本案件は可決承認されました。
- 議 長 次に議案第5号「空家に付属した農地の指定の解除について」を議題とします。
事務局から説明願います。
- 事務局 議案第5号「空家に付属した農地の指定の解除について」、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第6条の規定に基づき、次のとおり申請があったので、空家に付属した農地の指定を解除することについて意見を求めます。
本件の申請人は新宮町に居住する者で、遊休農地を解消したため空家に付属し

た農地の指定の解除を受けるために申請があったものです。
申請地は、新宮町125番1、面積339平方メートルの農地の1筆で、現況地目は畑です。解除理由は遊休農地の解消です。
本案件は、令和3年8月期の月例総会において、空家に付属した農地の指定を受け、10月期月例総会では、農地法第3条申請で売買による所有権の移転が許可されております。
11月10日付で指定解除の申し出があり、現地確認を行ったところ、野菜などの作付けをされており遊休農地の解消が確認できましたので、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第6条に基づき指定を解除するものです。
指定の解除により、当該農地は別段下限面積の適用がなくなり、所有権移転の際には、通常どおりの5反要件が適用されることとなります。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

議 長 議案第5号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので採決に移ります。
本案件について承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。
本案件は可決承認されました。

議 長 次に議案第6号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局から説明を願います。
この案件については、関係者に 〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員がおられます。農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」がありますので、案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案審議終了後に入室、着席していただきます。

事務局 議案第6号「東近江市農用地利用集積計画（案）」を説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。
今回の農用地利用集積計画は12月28日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。
今回の所有権移転は9件22筆46,452平方メートル、利用権設定は101件384筆520,972.43平方メートルです。
設定を受ける認定農業者は33名で507,732.43平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約89パーセントです。
まず、議案の1ページから7ページが所有権移転で、8ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。
1ページの番号1の所有権を移転する農地は上羽田町の9筆であり、合計70万円を対価として売買により、令和4年1月11日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者も上羽田町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は宮川町の1筆であり、86万円を対価に売買により、令和4年1月11日に所有権が移転されます。移転をする者は

彦根市に居住する者で移転を受ける者は宮川町に居住する認定農業者となっております。

3 ページの番号 3 の所有権を移転する農地は下中野町の 1 筆であり、贈与により令和 4 年 1 月 11 日に所有権が移転されます。移転をする者は下中野町に居住する者で、移転を受ける者は上中野町に居住する認定農業者となっております。

4 ページの番号 4 の所有権を移転する農地は山路町、乙女浜町及び福堂町のそれぞれ 1 筆、合計 3 筆であり、合計 62 万 9 千 5 百円を対価として売買により、令和 4 年 1 月 11 日に所有権が移転されます。移転をする者は新宮町に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する認定農業者となっております。

4 ページの番号 5 の所有権を移転する農地は新宮町の 1 筆及び乙女浜町の 1 筆の合計 2 筆であり、合計 144 万 5 千円を対価として売買により、令和 4 年 1 月 11 日に所有権が移転されます。移転をする者は乙女浜町に居住する者で、移転を受ける者も乙女浜町に居住する認定農業者となっております。

5 ページの番号 6 の所有権を移転する農地は山路町の 1 筆及び乙女浜町の 2 筆の合計 3 筆であり、合計 72 万 6 千 9 百円を対価として売買により、令和 4 年 1 月 11 日に所有権が移転されます。移転をする者は新宮町に居住する者で、移転を受ける者は乙女浜町に居住する認定農業者となっております。

6 ページの番号 7 の所有権を移転する農地は乙女浜町の 1 筆であり、40 万 5 千円を対価として売買により、令和 4 年 1 月 11 日に所有権が移転されます。移転をする者は乙女浜町に居住する者で、移転を受ける者も乙女浜町に居住する認定農業者となっております。

7 ページの番号 8 の所有権を移転する農地は桜川西町の 1 筆であり、81 万 8 千円を対価として売買により、令和 4 年 1 月 11 日に所有権が移転されます。移転をする者は桜川西町に居住する者で、移転を受ける者も桜川西町に居住する認定農業者となっております。

7 ページの番号 9 の所有権を移転する農地は桜川西町の 1 筆であり、122 万 3 千円を対価として売買により、令和 4 年 1 月 11 日に所有権が移転されます。移転をする者は桜川西町に居住する者で、移転を受ける者も桜川西町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、8 ページから 70 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

61 ページ 92 番をご覧ください。設定を受ける〇〇 〇〇氏は、利用権設定後も 5 反要件を満たしませんが、右下の米印で記載がありますように該当農地で梨を作付けされるため、土地集約的農業に該当します。そのため、5 反要件を満たさなくても利用権の設定を受けることができます。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
審議に入る前に、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

議 長 審議に入ります。
本案件について、ご意見ご質問のある方はお願いします。

3 番 説明にあった5反要件を満たさなくても10アール以上で利用権設定ができるという「土地集約的農業」とはどのようなものか教えてほしい。

事務局 農地法施行令第6条第3項第1号に定めがあるもので、権利の取得後の経営が草花等の栽培で集約的なものであると認められる場合に適用されます。この特例の具体例としては、稲作等の通常の経営に比べて労力や生産費用も大きくかけず、小面積でも高収入を得ることができる場合に認められているものです。田の中で季節野菜を行うものや果樹等の小さな面積でも高収入を得られるものとされております。

議 長 よろしいでしょうか。
5反要件とは別のものということのようです。

1 1 番 2ページの番号2と3ページの番号3の方は別の人なのに「所有権移転前経営面積」、「今回所有権移転面積」、「所有権移転後経営面積」が全く同じとなっている。2ページが誤っているように思えるがどうか。確認願いたい。

事務局 ご指摘のように記載のミスです。

議 長 確認しますが、2ページの番号2「所有権移転前経営面積」、「今回所有権移転面積」、「所有権移転後経営面積」の数字が違っているということでしょうか。

事務局 記載ミスです。後日、正しいものと差し替えさせていただきます。
「所有権を移転する土地」の面積、4,220平方メートルは正しいですが、「所有権移転前経営面積」、「今回所有権移転面積」、「所有権移転後経営面積」が間違っているように思います。申し訳ありませんでした。

議 長 後日というのではなく、今日の総会が終わるまでに報告を願いたい。

事務局 はい。すぐに修正させていただきます。

議 長 この件については、私の判断で、この後再度協議させていただきたいと思いません。

この後は報告案件ですので、事務局長の専決事項報告を先にして、この資料の修正を急いでお願いいたします。

後ほど、再度協議する時間を取りたいと思います。この案件は議決事項ですので採決を行います。

専決事項の報告が終わった後に再協議させていただきたいと思いますので、資料の訂正をお願いします。

3人の関係者の方には再度席を外していただくこととなりますがご了承ください。一旦、3人の委員さんはご着席ください。

議長 それでは再開します。
次に事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から第6号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 先ほど〇〇委員からご質問のありましたことを確認してきました。
農地法による規制ではございません。土地改良ではご存知のとおり8年、長寿命化の用水の高度利用排水の受益地も8年、農振除外の方で8年の規定があります。ですから長寿命化で用排水を改修などしたところの受益地も8年間は除外できませんので、5年で転用ということはできません。
なおかつ9年以上経過したものについても長寿命化ですと17年とか施設の耐用年数がありますので、耐用年数に応じた補助金の返還が生じる場合があります。よって土地改良事業、長寿命化の事業どちらも8年間は農振の除外はできないということで確認いたしましたので報告します。

19番 原則できないということは理解しているが、まるごと保全などは補助金などの都合もあって1年では完成しない。年ごとに箇所を決めて年次的に用水路改修や土砂揚げなど進めている。工事完了後8年となると先に整備した箇所はさらに長い期間、除外や転用に着手できないことになる。
年数が経過して事業初期に完了した箇所は転用したいということも出てくる。そのときに絶対だめと言うのではなく、そこにかかる部分だけの金額返済でよいのではないかと思うのだが。

事務局 農業水産課にも確認し8年間は除外できないと聞いています。
軽微変更や農業施設であれば例外はあるかと思うが8年間は除外ができないということで転用もできないと確認いたしました。

22番 〇〇委員から、集落で「まるごと」を取り組んでいる場合で1年で全て完了しないことから大半が順番で年次的に進めていっているということでした。
自分が転用したいという田んぼの用排水なら理解もできるが、その用排水のずっと上流の用水路を改修したとか、もっと言うと私の田は愛知川ダムの受益地なんです、愛知川沿岸土地改良区が用水の大きな幹線を国の補助を受けて改修したと、そうするとはるか下流の農地も全て受益地になる。
だから自分の農地の目の前の用排水路だけでなく、上流の水路を改修しても何年間かは転用できないということになる。

集落でも土地改良未整備の農地をある会社が買いたいという話があった。話は進んで行ったが、はるか上流で愛知川沿岸の幹線の改修があったということで結局できなかったということがあった。
そのようなことがあったから確認させていただきたいと思います。決まりは間違いないでしょうか。

議長 先ほども話したように土地改良施行後の転用等の対応については素人が話をしても例外規定のありなしなどもわかりません。
しっかり関係部署から話をしてもらいたいと思いますので、この件については次回に送らせていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。
それでは専決事項として処理した事項の報告をお願いします。

事務局 報告事項は第1号から第6号まで一括して報告いたします。
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、届出は1番、札の辻1丁目の長屋住宅の案件の1件で市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の報告について」、1番、佐生町の造成資材置場の案件から、11番、八日市東浜町の駐車場の案件の11件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号「公共事業の施行に伴う廃土処分に係る農地転用の届出について」、本報告は、農地法第4条第1項第2号（第5条第1項第1号）及び農地法施行規則第25条に規定する「国又は都道府県等が、地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる道路、農業用排水路施設その他の施設」は許可を要しないとしているものです。

しかし、農業上の土地利用との調整を十分行うことを前提とした措置であり、平成21年12月15日付け滋農政第973号「県が施行する公共事業に伴う仮設の資材置場、事務所等を目的とする農地転用について（通知）」及び昭和57年7月30日付け57構改第1075号（最終改正平成10年11月1日付け10構改B第1069号）農林水産省構造改善局長通知「公共事業の施行に伴う廃土処理及び廃土処理に係る農地転用の取り扱いについて」により、届出を行うこととされています。

そのため、事前に届出を行い、農業委員会は協議を了した場合、調整を了した旨の通知を行っております。

また、月例総会では許可不要案件でございますので、報告事項として取扱いさせていただきます。

今回の報告は、公共事業の施行に伴う廃土処理に係る農地転用の届出があったものであります。

本件の公共事業施行者は、滋賀県農政水産部耕地課で、土地の所有者は東近江市栗見出在家町に居住する者外1名で、県営経営体育成基盤整備事業栗見出在家地区に伴い、発生する掘削土を仮置きするため、届出があったものです。

届出地は、東近江市栗見出在家町396番外1筆で、いずれも登記地目「田」、現況地目「田」で、面積は合わせて2,325平方メートルの土地です。

届出理由につきましては、県営経営体育成整備事業栗見出在家地区において、農業用管水路の更新工事により発生する掘削土約 3,200 立方メートルについて、届出地に一時仮置きし、工事終了時には農地として復元後返却するとし、令和 3 年 11 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日まで間、一時転用するためとしています。申請地は、周囲を田、道路に囲まれた都市計画法の市街化調整区域内の農振農用区域内農地ですが、農業振興地域整備計画においても県が施工する農業用排水施設のため事前の除外は不要とされています。以上のことから、周辺への影響もないと判断し、調整を了した旨の通知を行っております。

報告第 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について」番号 1 から番号 29 につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

報告第 5 号「農地の貸借権の合意解約の報告について」、本議案は、賃貸借の解約につきましては、農地法第 18 条の規定により原則農業委員会の許可を得なければならないとされていますが、合意により解約し、農林水産省で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知した場合は、許可を要しないとなっています。

また、使用貸借については、農地法には規定がなく、民法（第 6 節、第 597 条等）に基づき解約されているものであるが、農地台帳の管理上、農地の権利の設定又は移転するときは農地法第 3 条又は農業経営基盤強化促進法による利用権等により許可等を得て権利設定をしていることから使用貸借の解約についても解約通知書を提出させ管理しています。

このことから賃貸借及び使用貸借の合意解約について報告するものです。

賃貸借の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1 番から 22 番までです。

続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1 番から 14 番です。

なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

報告第 6 号「市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について」、1 件の届出がありました。

今回の申請は、建築主が農業者基準第 4 号に該当する農業者であることの証明願いであるため、審査の結果、該当する農業者であることを確認しましたので、証明書の交付につきましては、農業委員会規程第 9 条に基づき「事務局長専決事項」として交付しております。

以上、報告第 1 号から第 6 号まで一括して報告させていただきました。

議 長 以上の報告事項について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 無いようですので「東近江市農用地利用集積計画（案）」の協議は次の「その他」の項が終わってから説明いただくとして、まず事務局からその他の報告事項や予定について説明を願います。

（事務局：事務連絡及び当面の委員会スケジュールについて説明）

- 6 番 今になってすみませんが、報告第4号の番号4、五個荘川並町の方の届出があったと記載されていますが、この方は以前の総会でも記載され報告されていた。今回は2度目になると思うが確認をお願いします。
- 事務局 すぐに確認させていただきます。申し訳ございません。
- 議 長 重複しての報告か別の筆の報告であるのか、事務局で確認して報告させていただきます。
- 2 番 議案第1号の番号1、清水中町の611番が所有権移転されると記載がある。また、報告第5号の番号17にも清水中町611番が記載されている。同じ11月11日の日付で移転があったようだが、これはどういうことか教えてほしい。
- 事務局 農地法第3条申請で所有権移転するために、まず解約が必要ということで、そのための解約が報告第5号の番号17で挙がってきています。そして同日付で3条の所有権移転が挙がっていると思われませんが、こちらも確認します。
- 2 番 順番的には解約後に移転ということですね。
- 議 長 農業経営基盤強化法で、まず解約されて、同日付で農地法で所有権移転されています。農業経営基盤強化法では同日付でないといけないとされていますので、そのようにされていると思います。
- 2 番 報告第5号の番号17で契約内容、合意解約内容が「売買」となっているもので、賃借人と賃貸人の間で売買されたと思ってしまい、重複していると思ったものです。
- 議 長 合意解約する目的が「売買」であると記載されているようです。売買したいから解約するという意味です。今の件についても報告をお願いしたいと思います。
- 議 長 それでは「東近江市農用地利用集積計画（案）」の協議に戻ります。まことに申し訳ありませんが、もう一度、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。
- 事務局 農業水産課です。本総会に農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画（案）の上程をしたところ、委員からご指摘いただいたとおりに間違いがあったということで確認いたしました。ついては正しい内容を担当者から改めて説明させていただいて、正しい議案書については後ほど配布させていただきます。現在、正しい内容の議案書を準備しているところですので、先に口頭での説明をさせていただきたいと思います。議案書全体の信用を失墜させてしまうようなことになってしまいお詫び申し上げます。

今後、このようなことのないように十分チェックを行ってまいりますのでご容赦いただきたいと思ひます。

それでは担当より再度説明させていただきます。

事務局 番号2の「所有権移転前経営面積」につきましては、213,041平方メートル、「今回所有権移転面積」が4,220平方メートル、「所有権移転後経営面積」が217,261平方メートルとなっております。
これらの訂正につきましては、印刷後直ちに持ってまいります。

議案書の信用という面で多大なご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。今後、このようなことのないように進めてまいりますのでご容赦のほどお願いいたします。

議 長 議案の訂正がありましたので再度審議させていただきます。
後ほど正しい議案書は配布してもらいますので、意見を求めたいと思ひます。
それでは本案件につきまして、ご意見ご質問はございますか。
よろしいでしょうか。
議案書というのは重要なものです。特に承認議決ということに関わります。しっかりチェックをしていただいて提出されるようお願いいたします。
無いようですので採決に移ります。
本議案を承認される方は挙手をお願いいたします。
全員賛成と認めます。
本案は承認議決されました。

議 長 3人の委員には着席をお願いいたします。

これをもって令和3年度第9回（12月期）月例総会を終了いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

38番 ○ ○ ○ ○

39番 ○ ○ ○ ○